

議案第 9 号

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 15 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例

橋本市介護保険条例(平成 18 年橋本市条例第 151 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改正後	改正前
(保険料率) 第 3 条 略 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 27 年度及び平成 28 年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>34,300 円とする。</u>		(保険料率) 第 3 条 略

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の橋本市介護保険条例第 3 条第 2 項の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。